

件 名：火山遠望観測装置及び火山映像収録伝送装置の点検調整

公募説明書

札幌管区気象台

件 名：火山遠望観測装置及び火山映像収録伝送装置の点検調整

公募説明書目次

項目及び構成

公募に関する事項

1	当該招請の主旨	・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
2	業 務 概 要	・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
3	業 務 目 的	・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
4	応 募 要 件	・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
5	別 冊 資 料	・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
6	手 続 き 等	・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
7	そ の 他	・・・・・・・・・・・・・・	2 頁

添付資料

- 別紙様式 1 参加意思確認書
- 別紙様式 2 審査結果通知書（応募要件を満たした場合）
- 別紙様式 3 審査結果通知書（応募要件を満たされなかった場合）
- 別冊 仕様書

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示（令和6年5月16日付）については、この公募説明書によるものとする。

契約担当官等

支出負担行為担当官

札幌管区気象台長 石田 純一

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している火山遠望観測装置及び火山映像収録伝送装置の点検及び調整を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、「4 応募要件」を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の構造及びソフトウェア等の詳細を熟知している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、「4 応募要件」を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名

火山遠望観測装置及び火山映像収録伝送装置の点検調整

(2) 業務内容

既存の火山遠望観測装置及び火山映像収録伝送装置の機能・性能を維持し、業務を円滑に遂行するために必要な点検調整を行う。

(3) 履行期限

令和8年1月30日（金）

3 業務目的

既存の火山遠望観測装置及び火山映像収録伝送装置の点検調整を行うことで正常な機能を維持し、安定した装置の運用を行うことを目的とするものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8・9年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 札幌管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

火山遠望観測装置は、火山常時観測を行っている活火山において、火山活動に伴う噴煙などの表面現象を観測・監視し、火山の映像または画像データを札幌管区気象台や気象庁等へ伝送することにより、噴火等の異常現象を早期に発見することを目的としている。

火山映像収録伝送装置は、火山遠望観測装置から伝送された映像データの表示・保存及び遠隔制御等を行うことで、火山噴火等の異常現象を即時に監視し、災害の軽減に資することを目的としており、得られた映像データを伝送し気象庁HPにより一般公開している。

これらの装置が、火山防災上極めて重要な業務に使用するものであることを理解し、点検調整にあたっては火山観測業務等に支障を与えない技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

当該装置の性能・機能仕様を理解し、本業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような点検調整等の作業を行うと共に試験及び修繕を行う設備を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

- ① 札幌管区気象台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業

務終了後直ちに返却しなければならない。

② 札幌管区気象台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに点検調整、動作確認を完了する体制を有するとともに、点検及び調整後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

噴煙など火山活動に伴う表面現象を観測する監視カメラ装置、映像伝送装置及びソフトウェアに関する開発（改修も含む）の実績を有すること。

(7) その他必要と認める要件

本ソフトウェアに使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造及び改変する権利を有していること、若しくは許可を得られること。

5 別冊資料

仕様書

6 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

〒060-0002

札幌市中央区北2条西18丁目

札幌管区気象台総務部会計課 調査官（契約担当）

電話 011-611-6152

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年5月16日（金）から令和7年5月29日（木）17：00まで、（1）に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和7年5月30日（金）17：00まで、（1）に同じ。

応募者は、応募要件を満たす資料を作成し（書式は任意、但しA4版とする）、別紙、「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送（書留郵便に限る、）又は電送（事前に（1）へ連絡を入れること）すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。

④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

7 その他

① 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

② 関連情報を入手するための照会窓口は、6（1）に同じ。

③ 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

④ 4（1）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も6（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格の認定を受けていなければならない。

参 加 意 思 確 認 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
札幌管区気象台長 殿

住 所
企業名称
代表者名

令和7年5月16日付で、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示のあった下記業務の公募について、応募する資格を確認されたく書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務名：火山遠望観測装置及び火山映像収録伝送装置の点検調整

2 添付書類

ア 資格決定通知書（写し）

イ （実施にあたり技術力に関する要件を満足することを確認できる書類）

ウ （実施にあたり設備・システムに関する要件を満足することを確認できる書類）

エ （実施にあたり業務実績に関する要件を満足することを確認できる書類）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

殿

支出負担行為担当官

札幌管区気象台長 石田 純一
(公印省略)

参加意思確認書の審査結果通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付、貴社から提出のあった下記業務の参加者の有無を確認する公募に係る参加意思確認書（応募資料）について、応募要件を満たしたので通知します。

なお、本業務は、一般競争入札方式を行うことにしましたので、令和〇〇年〇〇月〇〇日から一般競争方式による公告を実施します。

業務名： 火山遠望観測装置及び火山映像収録伝送装置の点検調整

令和〇〇年〇〇月〇〇日

殿

支出負担行為担当官
札幌管区気象台長 石田 純一
(公印省略)

参加意思確認書の審査結果通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付、貴社から提出のあった下記業務の参加者の有無を確認する公募に係る参加意思確認書（応募資料）については、下記の理由により応募要件を満たされなかったので通知します。

なお、この通知の日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により、応募要件を満たされなかった理由についての説明を求めることができる。

記

業務名： 火山遠望観測装置及び火山映像収録伝送装置の点検調整

理 由：
